

答 申 書
(答申第160号)
平成25年3月5日

1 審査会の結論

特定個人が提出した身体障害者手帳交付申請書について、その存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に特定個人が提出した身体障害者手帳交付申請書(以下「本件請求公文書」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件請求公文書が存在しているかどうかを答えるだけで特定の個人の情報を明らかにすることとなり、当該個人の名誉が侵害されるとして、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第12条に規定する存否を明らかにしない決定処分(以下「本件処分」という。)を行っており、異議申立人は本件処分の取消し及び本件請求公文書の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

同条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行われるものとされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件請求公文書に該当し得る文書が存在しているかどうかを答えた場合にどのような情報を明らかにすることになるのかを判断し、存否応答拒否をすることの可否を検討することとする。

ウ 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、異議申立人とは異なる特定の個人の身体障害に係る内容が明らかになり、個人のプライバシーが侵害されるとの判断から、公文書の存在を明らかにしないものと主張する。

エ 異議申立人は、次の4点を挙げ、本件処分が不当である旨主張する。

- (ア) 当該情報は条例第10条に記された例外規定(1)「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するものの、当該規定が適用されるのは当該情報が生存者に関する情報の場合に限られ、実際に不利益を被るのは、生存者の場合だけであり、死者は当該情報が開示されても何ら不利益も不名誉も受けることはない。
- (イ) 個人に係るプライバシーの侵害について、身障者は社会的弱者でこそあれ、恥ずべき不名誉な存在ではなく、公文書の存否を明らかにすることにより、当該個人の名誉が侵害されるとは考えられない。
- (ウ) 身障者の具体的事実について、今日「国民病」とも呼ばれている〇〇〇疾患の患者が罹患事実を隠匿すべき不名誉と考えるとは到底思えない。
- (エ) 条例第11条は非開示情報の開示要件として「(a)人の生命、身体、健康又は生活の保護のため(b)公益上必要があると認めるとき」を挙げているが、(a)につ

いては、異議申立人自身の財産権の保護のため、また、(b)については、遺言公正証書について偽造の疑いがあり、その犯罪抑止のため開示が必要である。

オ 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができることとされている（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条）。この法律において、「『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されている（同法第4条）。

カ 本件請求公文書は、仮に存在するとすれば、本籍地、居住地、電話番号、職業、氏名、性別、生年月日などの申請者に係る個人情報に記載されることになっている。

本件請求公文書が存在しているかどうかを答えることは、特定の個人が同法に該当する身体上の障害があるという事実又は同法に該当しないが何らかの身体上の障害があるという事実を答えることと同様の結果が生ずるものと認められる。

キ 条例第12条の「開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合」とは、例えば、特定の個人に係る特定の疾患に関する公文書の開示請求のように、該当公文書の存在を認めて非開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで個人のプライバシーが侵害されるような場合を含むものと解される。

本件開示請求は、本件請求公文書の開示を求めるものであり、仮に本件請求公文書の存在を認めて非開示決定をした場合、特定の個人が身体上の障害があるという事実が明らかとなる。

身体上の障害があるという事実は、条例第10条第1項第1号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報であり、本件請求公文書が存在しているかどうか答えるだけで、当該事実を他人に知られることになり、特定の個人のプライバシーが侵害されると認められる。

したがって、本件処分は条例第12条に該当し、妥当であると判断する。

ク なお、異議申立人は、実際に不利益を被るのは、生存者の場合だけであり、死者は当該情報を開示されても何ら不利益も不名誉も受けることはない旨主張する。

しかしながら、条例第10条第1項第1号の「個人」について、条例が特に生存する個人に限る旨の規定を設けていないことや死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になり得ることを考えると、非開示情報としている同号の「個人」には生存する個人のみならず、死亡した個人も含まれるものと解されることから、異議申立人の主張は認めることはできない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、条例第11条の非開示情報開示規定を無視している点で不当である旨主張しているため、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断する。

条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

異議申立人は、「身体障害者手帳交付申請書は、そこには申請者の署名が記されていると予想され、署名は被相続人の遺言公正証書の偽書性を証明するために必要な情報である」と主張するが、身体障害者手帳交付申請書に記載される内容は、本籍地、居住地、電話番号、職業、氏名、性別、生年月日などの申請者に係る個人情報であり、様式から判断すると、これらの情報が記録された公文書を開示することが、一般的に犯罪を抑止し、又は犯罪を明らかにすることにつながるものとは認められない。

したがって、異議申立人の主張は、条例第11条に規定する公益上の必要に該当するとは認められないものと判断する。

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年9月12日	○ 諮問書の受理（諮問番号417） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成24年9月21日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号417） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成24年10月4日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年10月16日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述を実施 ○ 審議
平成24年11月16日 （第二部会）	○ 審議
平成24年12月11日 （第二部会）	○ 審議
平成25年1月22日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成25年2月20日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成25年3月1日 （第65回審査会）	○ 答申案審議
平成25年3月5日	○ 答申